

支援パートナー向けQ & A

令和3年4月21日時点

Q.1 JAPAN ブランド育成支援事業とはなんのでしょうか。何か新商品の開発やブランド化させることを支援する事業なののでしょうか。

A.1 JAPAN ブランド育成支援等事業は、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を中小企業者が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的とした補助事業です。必ずしも新商品の開発やブランド化が必須ということではありません。

Q.2 支援パートナーとはなんですか。

A.2 中小企業者が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等のことです。中小企業庁が行う公募に応じた支援事業者について、審査を経て中小企業庁が選定・公表します。

Q.3 支援パートナーに応募したいのですが。

A.3 5 / 17(月) 17時までにメールで応募してください。GビズIDプライムアカウントの取得等は不要です。なお、応募には以下の要件をクリアする法人である必要があります。要件をクリアする法人であれば、大企業でも海外事業者でも応募可能です。

- ①これまで海外展開・国内展開に成功した支援実績があること
- ②中小企業の国内外の販路開拓に有効な支援ツール・支援ノウハウを持っていること
- ③財務基盤が安定していること
- ④日本語で中小企業へのサポートを行うことが可能であること

Q.4 支援パートナーはどんなことをしなければならないのですか。

A.4 一義的には支援先の中小企業の販路開拓を実現することです。そのために主に以下の業務を担っていただくことを想定しております。

- ①市場獲得につながる支援ツール・支援ノウハウの提供、展開先の市場動向等の情報を提供する
- ②支援パートナーを利用した中小企業者の支援状況について、中小企業庁に報告書を提出する。
- ③支援パートナーは、自社の既存顧客以外の新規の顧客からの相談についても、真摯に対応する

Q.5 支援ツールとは具体的に何でしょうか。支援サービスは含まれますか。

A.5 中小企業の販路開拓を成功させるために直接つながる事業等を指します。例えば、海外に実際に店舗を持っていたり、商品を直接販売できる EC サイトのプラットフォームが想定されます。また、そうしたツールの利用を支援するサービスに加え、これまで複数回に渡り販路開拓を成功に導いてきた海外のバイヤー、ディストリビューター等との強い人脈、海外物流や金融等の現地規則に関する深い知見等も含まれます。

Q.6 財務基盤の安定が条件となっていますが、どのようなことを満たしていればいいでしょうか。

A.6 本業からの売上及び利益を安定的に計上しており、業歴相応の自己資本が積み上がっていることが望ましいです。

Q.7 中小企業の支援状況に関する報告書では何を報告するのでしょうか。

A.7 支援先中小企業の成果実績として、テスト販売における販売実績、販売先に関する情報等を規定の様式により、報告してください。

Q.8 新規の顧客からの相談についても、真摯に対応するとありますが、そもそも支援する中小企業者とは、どのようにマッチングしますか。

A.8 選定された支援パートナーについては、中小企業庁のホームページで、得意な取扱商材、市場（国）、具体的なサービス内容、料金等を記載して提示する予定です。それを見た中小企業者から連絡がありますので、個別に相談対応をしてください。

Q.9 その他支援パートナーに求められることはありますか。

A.9 本事業との関係に関わらず、対等に支援いただくために、料金表・それに類似するものを提出いただく必要があります。また、料金については原則公開することを想定しています。

その他、相談対応可能件数（事業計画の策定に向けた相談対応、策定支援が可能な中小企業者数の目安）を提示いただく必要等ありますが、詳しくは公募要領を御確認ください。

Q.10 支援パートナーに国から補助金は出ますか。また、中小企業者からの相談や支援は無償で対応しなければならぬのでしょうか。

A.10 支援パートナーに補助金は交付されませんが、中小企業者から適正な対価を受け取ることを妨げるものではありません。その際中小企業者は、支払う対価を補助対象経費とすることが可能です。

ただし、補助金交付決定前に生じた相談料等は、補助対象になりません。中小企業者にとって負担が難しいケースも想定されますので、ご注意ください。

Q.11 支援パートナーとして応募を考えていますが、設立して1年未満の法人のため直近3年間の決算書がありません。その場合どのような書類の提出が必要になるのでしょうか。

A.11 応募書類として直近3年間の財務状況を示す書類（貸借対照表及び損益計算書など）の提出を求めています。設立後1年未満のため決算書がない場合等は、決算書（作成されている場合）の他に事業計画書及び収支予算書を提出してください。